



〈書評〉大江泰一郎著 「ロシア・社会主義・法文化」

森下, 敏男

(Citation)

神戸法學雑誌, 45(3):639-670

(Issue Date)

1995-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004794>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004794>



神戸法学雑誌 第四五巻第三号 一九九五年十二月

〈書評〉大江泰一郎著『ロシア・社会主義・法文化』

（一九九二年、日本評論社）

森下敏男

（一）社会主義と法文化論

（二）「団体史観」批判

（三）ソ連・ロシア論批判

ソ連・東欧の社会主義の崩壊によって、わが国の社会主義法研究の多くも破綻をきたした。私は、従来のわが国の社会主義法研究を総括する論稿を用意したいと考えているが、ロシアの現状分析に追われ、未だ果せないでいる。大江氏の従来の研究もその中で取り上げるつもりである。しかし大江氏の表記の著作は、ソビエト法研究の枠を超える内容をもっているので、予定している論稿とは別に、ここで取り上げることにした。「書評」とは言っても、全面的な批判である。

(一) 社会主義と法文化論

大江氏の主張のポイントは、ソ連の社会主義がもたらしたさまざまな否定的現象は、マルクス主義、あるいは社会主義の責に帰すべきものではなく、近代ロシアの単なる後進性でもなく、近代以前（一五世紀のモスクワ国家成立以来）のロシアの伝統によつて説明されるべきものである、という点にある（「まえがき」その他）。

このような見方は、社会主義崩壊後、一つの流行になつていゝと言つていいかもしれない（以下にみるように、氏の議論には団体史観とも呼ぶべき特殊性があるが）。親ソ的な立場からソ連を見てきた人々は、ソ連の崩壊に衝撃を受けながらも、その原因を社会主義の外に、すなわち伝統的なロシア文化の後進性に求めることによつて、氣をとり直そうとしているのである。そのことによつて、社会主義、マルクス主義の正当性を、無傷のまま救済することができると考えているかのようである。しかし、もちろんこのような見解は新しいものではない。かつては、社会主義下のソ連になぜ犯罪が存在するのかといったナイーブな質問に対して、それは社会主義のためではなく、旧ロシアの遺産であるといった回答が返つてきたものである。

あるいはマルクス主義の諸潮流の中でも、例えばレーニン主義は「ロシア型マルクス主義」か、それとも「帝国主義時代のマルクス主義か」といった論争があつた。正統派のマルクス主義者は後者だと答えてきた。つまりレーニン主義は、帝国主義時代、すなわち一九世紀末以来現代に至るこの時代に普遍的に妥当するマルクス主義だといふのである。それに対して、イタリアの構造改革派などのような改革派のマルクス主義者は、レーニン主義を後進国ロシアのマルクス主義として相対化し、それとは異なる先進国型の社会主義像を追求したのであつた。

ペレストロイカが始まる以前に、大江氏が、そのような改革派的な立場を明らかにしたことはない。大江氏が、先のような見解を述べ始めたのは、ペレストロイカ運動が始まつて以降である。以前の氏なら無視したであらうようなグラムシ、ローザ・ルクセンブルク、カウツキー、ベルンシュタイン、さらにはトロツキーまで、主として自

らの主張を正当化する文脈で引用されている。しかし以前の同氏は、ソ連の社会主義を基本的には肯定し、それをマルクス主義、社会主義の成果だと考えていたのではないだろうか。本書の中に登場する「スターリン主義」という表現も、以前は正統派のマルクス主義者は決して使ったことがなかったし、大江氏も同じはずである。今頃になってソ連社会主義のひどさは旧ロシアのせいだと言ひ、マルクス主義、社会主義思想を免罪しようとしても遅いのではないだろうか。

氏は、「一九三〇年代に成立したスターリン政治体制が革命前ロシアの再版ともいうべき警察国家的『専制的』レジームであったことは、今日ではもはや疑問の余地がない」と言っている（二二五頁）。しかしこのようなことは、「今日」でなくても当然だったのではないか。また人権と権力分立を備えた法治国家という政治構想を社会主義にとって本来異質のものと思ふことは、「今日では不可能であろう」とか、社会主義国家が、その社会的・歴史的性格においてさしあたりはブルジョア国家と同質の権力国家にとどまっていることがすでに疑いない事実となっている。「今日に至る歴史的経緯」云々という表現（二九四頁）などをみると、その歴史認識はかなり遅れているようにみえる。

しかも社会主義国家がブルジョア国家と「同質の」権力国家にとどまっているという表現をみると、なお伝統的な社会主義観を払拭していないようにもみえる。後述のように、歴史的に形成された自律的団体によって支えられている西欧諸国は、従来の社会主義国家とは異なって立憲国家を形成してきたというのが大江氏の主張のはずだからである。また「私的所有を廃止した社会においても官僚制化をまぬがれない政治的国家的存続が・・・必然的である」という歴史的経験から得られる前提「云々」というのも、奇妙に聞こえる。逆に、私的所有を廃止する社会主義こそ、国家的所有の管理・運営の必要性、市場の経済法則に代る国家による経済統制の必然性から考えて、極端な官僚制化を招き易いことは明らかであり、そのことは、革命後のロシアを十分観察する時間的余裕のなかったマク

ス・ウェーバーも、すでに指摘していたとおりである。

さて、氏は、世界の法のあり方を、二つの座標軸によって、四つの類型に分けている(一一頁)。一つの座標軸は、法の歴史的類型化による区分であるが、これはその社会の経済的構造によって規定されるものであり、例えば、資本主義法と社会主義法が区分される。他は比較文化史的類型化による区分であり、この区分を条件づける要因は、『政治的支配に対する』『社会』の自律性いかに、そしてこの社会の自律性自体はまた、その社会を構成するものもろの『団体』の、支配に対する自律性・自首性いかに、近代的概念でいえば『社会的』な、認識レベルの事象に、見出しうるであろう(七七八頁)という。この基準によって氏は、レヒト型と行政規則型の法文化を区分するのである。後者は上からの命令としての実定法優位の法文化を、前者は支配に対する抵抗の根拠となったり、市民の権利の相互関係として成立するような法文化、実定法の背後に高次の法を前提とするような法文化を意味する。

このような法類型の区分(平等な当事者間の権利・義務関係として形成される法と、上下関係にある当事者間の権力・服従関係として形成される法)はいわば常識的なものであり、特に異を唱える人がいるとは思われない。しかし氏の主張の特殊性は、この二つの座標軸を交錯させることによって四つの象限を作り、社会主義的であると同時にレヒト型の法文化をもつ社会(すなわち立憲主義的な社会主義)が存在しうることを論証しえたと勘違いしていることにある。

氏の示す図によれば、第一象限はレヒト型の社会主義法、第二象限は行政規則型の社会主義法(旧ソ連など)、第三象限は行政規則型の資本主義法(革命前のロシア)、第四象限はレヒト型の資本主義法(欧米諸国)となっている。この図によって、旧ソ連が否定的現実をもたらしたのは、社会主義が原因ではなく、行政規則型の法文化が問題であったと言いたいのである。しかし第一象限に位置する社会は実例がない以上、そのようなことは論証しようがな

いいし、したがってまた反証しようもない。むしろ社会主義の原理（市場に代る行政規制）からすれば、社会主義は、行政規則型の資本主義よりもはるかに強力な行政規制の社会になることが一般的に推定されるのである。このような推定を覆す有効な社会主義論はみたことがないし、大江氏も提示していない。

大江氏のいう比較文化史的考察は、当面資本主義法の枠内でしか成立しない。レヒト型の社会主義法は実在しないのであるから、比較のしようがないのである。比較法文化論が有効なのは、経済体制が共通でありながら文化の異なっている日本と欧米諸国の比較のような場合であろう。アメリカと日本は、同じく資本主義社会であっても、法文化は随分違う。それが今日の経済摩擦の原因にもなっている。両国では弁護士の数が約五〇倍違うことからみても、両者の法文化の相違は極端なほどである。しかし両者は資本主義社会、市場経済の社会として共通であり、日本人がいきなりアメリカに行っても、ほぼ同じスタイルで日常生活をおくることができる（お金があればの話である）。また日本と西欧諸国は政治文化が異なるといっても、自由、人権、民主主義の達成度にそれほど差があるわけではない。文化が違っても、市場経済の進展によって基礎づけられた政治の基本構造が共通しているからである。旧ソ連の法の特異のあり方を最も包括的に説明しうるのも、やはり社会主義の体制原理であろう。ある社会における社会関係のあり方を決定づける最大の要素は、体制原理（資本主義か社会主義か）であって、（法）文化の相違は、二次的、三次的な問題である。

もちろん社会の経済構造が変っても、文化は相対的な独自性を有し、容易に変らない面はある。あるいは古い伝統的文化が、新しい体制の中で巧みに変容しつつ継承されていくこともある。日本の伝統的文化が、資本主義日本の中にインプットされ、欧米人から見れば、市場経済とは似ても似つかぬともいえるような独特の経済構造を作り上げてきたことは、その典型的な事例であろう。したがって、旧ソ連の文化が、古いロシアの遺産を引き継いできた側面があること自体は、だれも否定はしない。

この問題について、以前から私は次のように主張してきた。旧ソ連社会の否定的諸現象の発生根拠は、旧ロシアの伝統にあるのか、それとも社会主義の体制にあるのか、という問題に対して、それは双方であると答えるべきである。しかし、これは、原因は双方に半分づつあるというような安易な答えではない。問題は、旧ロシアの伝統と社会主義の原理は必ずしも矛盾せず、むしろ調和するという点にあるのである。つまり、旧ソ連においては、社会主義を建設しようとしたにもわらず、古い伝統を払拭することができなかったというのではなく、社会主義だからこそ古いものが温存されたのである。社会主義は封建社会の遺産を単に解体するのではなく、むしろ復活させる面があるのである。もちろんそれは単純に復活するのではなく、より高い歴史的次元において弁証法的に復活させるということになるのであるが（それが成功するか否かは別問題である）。

前近代社会における共同体的な秩序を規制していた原理は、不等価交換のルールである。不等価交換の論理は、理想的で調和的な社会関係を築くこともあれば、権力的・家父長的な関係をもたらしつつもある（天国と地獄）。社会主義は市場経済（等価交換）を廃止し、共同体的秩序を再建するのであるから（それは調和的な共同体を創ろうと試みるのであるが、権力的な共同体に転落する危険性を常に秘めていることになる）、伝統的な秩序が温存され、あるいは復活するのは不思議ではない。

革命後のロシアでは、単に革命前の古い法文化が残存したばかりではない。一旦廃止された制度が隔世遺伝のように復活しているのである。一九世紀の後半以後、ロシアも遅々とした足どりながら、近代化の道を歩み始める。この近代化の過程で、さまざまな伝統的な制度が廃止された。ところが革命後、これら一旦廃止された制度が復活するという現象がみられるのである。大江氏のように、単に古い伝統文化が根強く残っているというのでは、このような現象は説明できないであらう。

例を上げれば、検事監督の制度である。ロシアの検察官は刑事事件を扱うだけでなく、合法性の監督官として、

広範でかなり強大な権限を有している。官庁や役人の違法行為を排除するよう勸告したり、市民の訴えを聞いて、その利益を保護してくれるのである。このような検察官の一般監督制度は帝政時代から存在したが、一八六四年の司法改革で一旦廃止された。それが社会主義革命後復活するのである。個人が権利主張を行うことは抑圧するが、その代り検察官が上から個人の権利を守つてやるというのが、この制度の趣旨である。封建社会と社会主義社会の共同体的構造の同質性(パターナリズム的な特質)を示す典型的な事例である。

悪名高かったパスポート制度による移動の自由の規制も同様である。この制度も、一九〇六年に一旦廃止されたが、ロシア革命後復活してくる。市場経済は、移動の自由なしには成立しないが、封建社会も社会主義も、移動の自由とは相入れない。このような事例は数多い。後述のように、大江氏が、前近代社会における自律的団体を重視し、社会主義の下でそれを「復活」させることを主張しているのも、封建社会と社会主義の同質性を示していると言えなくもない。これは皮肉を言っているわけではなく、個人を第一次的な単位とする市場経済の社会とは異なり、封建社会と社会主義社会は、団体的構造をとる点で共通なのである。^③

ともかく、近代化への過程で一旦廃止された上記の制度は、社会主義革命が起らなければ、永遠に過去のものになつていたのである。古い制度が根強く残存したというのではなく、社会主義の原理がそれを復活させたのである。さて大江氏は、社会主義と近代法の原理(人権・民主主義・自由・民主主義といった近代的諸価値全般を含む)についてよいであろうが矛盾しないという自らの説を補強するために、マクス・ウェーバーに依拠する。同氏は、かつてのマルクスに代る社会科学上の権威者を求めているかのように、いろんな先人の研究を引用している。ウェーバーもその最有力の一人のようである。しかし同氏による先人の研究の引証は、しばしば妥当性を欠いている。同氏は、近代法に至る「法の合理化」を促進した決定的な要因が「資本主義それ自体の中には存在していない」というウェーバーの言葉を四回にわたって引用している(一八頁、一三九頁、二六〇頁、三六六頁)。その際、大江氏

は、ウェーバーのいう「法の合理化」を、「近代法原理の形成」といった意味で理解している。後に詳しく論じるように、氏は、法治主義・人權・人民主権等の近代法原理を生み出したのは、市場経済（資本主義）ではなく、前近代社会における自律的団体の存在であるという。ウェーバーの主張は、大江氏の主張に好都合のようにみえる。しかしウェーバーの主張はまったく違う。ウェーバーの思想全体からして、彼が、近代法原理を生み出したのは近代資本主義であるという認識を否定しているはずはない。大江氏が引用している箇所は、次のような意味である。ウェーバーは、英米法と大陸法を比較し、古いコモン・ローを維持している英米法の判例法主義を「法の合理性の程度」が「著しく劣つて」と評価している。他方で、ドイツのように、体系的に整備された法制度を有すること、すなわち体系的な法典化と、その論理的な解釈・適用手続のことを「法の合理化」と呼んでいるのである。簡単に言えば、法典化と「概念法学」の存在である。資本主義の先進国であるイギリスが非合理的な法をもち、相対的に遅れた大陸諸国が合理的な法制度をもっていることになるのである。一見するとドイツ的な体系化された法制度の方が優れているように思われるが、実際にはそうではない。ウェーバーは、カナダのように双方の法体系が競争した国では、コモン・ローの方が勝利したという事実を指摘している。そこからウェーバーは、先の大江氏が引用した命題を引き出しているのである。

これによってウェーバーの言っている意味は明白である。イギリス、アメリカ等々のコモン・ローの国々は、進んだ資本主義国であるにもかかわらず、「法の合理化」を行っていない。したがって、資本主義は必然的に法の合理化をもたらすとは言えず、大陸諸国のように合理化することもあれば、コモン・ロー諸国のようにしないこともある。ウェーバーが言っているのはこれだけのことである。それは、近代法原理を生み出すのは資本主義ではないなどという意味をまったく含んでいない。また英米法の国々が、法治主義、人權、自由主義、民主主義の実現度において、大陸法諸国に後れをとっているとはだれも言わないであらう。むしろここでも、アングロ・サクソン型の個

人主義社会の法が、ヨーロッパ大陸の団体型社会のそれよりも優位にあるという事実が示されていることに、後論との関係で注目したい。

さて大江氏は、繰り返しになるが、旧ソ連の否定的現実の発生根拠を、社会主義ではなく、伝統的なロシア文化に求める。これが著者の基調をなす考え方であるが、しかしそこに止まることなく、マルクスの思想自体に問題があることも指摘している。それを著者は「マルクスの秩序問題」と呼んでいる。簡単に言えば、マルクスは将来の社会主義(共産主義)の社会構造を明示しなかったというよく指摘される問題である。大江氏は、このマルクスの理論的空白を、マクス・ウェーバーやハーバーマスで補うことによって、マルクス主義を「修正」することを志しているようである(「はしがき」)。

しかし、マルクス主義の「修正」という表現自体、マルクス主義を物神化している証拠である。各人は先人の理論に学びながら自分の思想を形成すればいいのであって、他人の思想を勝手に修正してはならない。大江氏は自らの思想を表現すればいいのであって、マルクスの思想を受容した上で修正するというのは奇妙なことである。マルクスの思想は体系的であるから、一旦それを「マルクス主義」などと固定化した上で修正を試みれば、いずれはマルクス主義自体を放棄することにならざるをえない。実際大江氏は、そのような道を歩んでいるようにみえる。

本書においても大江氏は、自律的団体の存在に基礎づけられた西欧諸国の伝統的な法文化・政治文化を高く評価している。その記述を読んでいると、氏がなお資本主義を批判し、社会主義を要求しているらしいことが不思議に思えてくる。著者の思想からすれば、西欧型の文化が実現できれば十分なのではないか。仮りに、著者が言うように、西欧型の法文化、政治文化を維持しつつ社会主義を実現することが可能だとしても、社会主義はそれに一体何を付け加えることができるのであろうか、著者の議論では明らかになっていない。

この著作の中では、著者はなお私的所有を否定し、株式会社形態を批判している。しかしその後、大江氏は、こ

れらを容認するに至る。今日では同氏は、以前とは反対に、ソ連型社会主義が失敗した原因の一つとして、一元的な所有すなわち私的所有を否定したことをあげ、また今日のロシアも私的所有を容認しながらもそれが不徹底であり、所有の複数性（私的所有以外に国家的所有や協同組合的所有など）を認めていることを批判しているのである（後述）。そして私的所有と両立するような社会主義を構想するのであるが、その際経済単位の具体的なイメージとして描かれているのは株式会社なのである。ペレストロイカ期のソ連では、株式会社こそが社会主義的企業形態であるという議論が優勢であつたが、結局大江氏も、そのような立場に行き着いたのである。

（三）「団体史観」批判

大江氏の歴史観は、一口で言えば、「団体史観」と名付けることができる。同氏は、土台が上部構造を規定するというマルクスの唯物史観の公式を批判し、それに代つて、同じくマルクスのいう近代における「市民社会」と「政治的国家」の二重化の論理を重視する。マルクスの場合「市民社会」とは経済社会のことを意味しているが、大江氏は、そこに（政治的国家との接点において）「社会的なもの」を設定するのである（第一部第三章）。このあたりの説明はスコラ的で難解であるが、「土台と上部構造との相互関係を媒介する社会のソツィアル（社会的）な構造」という表現も用いているから（二五二頁）、土台—上部構造論を捨てるといふよりも、土台と上部構造の間に「社会的なもの」を挿入したと考へた方が分り易い（著者自身は、そのような表現を否定するようであるが、二六頁）。そして「社会的なもの」のなかで最も重要な要素として「団体」が取り上げられるのである（第一部第三章）。社会における団体の存在様式こそが、その社会の法文化や政治文化を規定する最大の要因とみなされているのである。

土台が上部構造を規定するという唯物史観の図式によれば、法や国家のあり方を決定するのは経済の構造である。そして法治主義、人権、人民主権、自由主義、民主主義といった近代諸価値が発展してきたのは、近代の資本主

義社会においてであった。とすれば、資本主義の経済構造こそがこれら近代的諸価値を生み出したのであって、他の体制、すなわち社会主義の経済構造の下では、それらは存在根拠を失うことになる。このような見方は、かつてのマルクス主義者においては常識に属していたといつてよい。

マルクスについては単純には言えないが、レーニン以後の正統派のマルクス主義は、人権や法治主義の原則を否定したし、近代的な自由主義・民主主義（ブルジョア民主主義）も否定した。彼らは、近代的諸価値を、資本主義の土台の上に成立する上部構造にすぎないとみなしてきたのである。このような考え方は、社会主義の原理、唯物史観に忠実であるが、大江氏も、以前は、大かれ少なかれ、このような考え方に同調していたはずである。仮りに社会主義下においても自由と民主主義を尊重すべきだと考えていたとしても、それが資本主義社会のそれと同質のものとして存在しうるとは思っていなかったはずである。近代社会の生み出した人権その他の一連の価値が、全人類の価値をもつはずである（つまり資本主義下と社会主義下におけるこれら諸価値の同質性の承認）という認識（ちなみに、私自身はそうのように考えていない）は、ゴルバチョフ氏以来のものであるが、大江氏がそれ以前からそのように考えていた証拠はない。

ともかく大江氏のように、社会主義の下でも先の諸価値を実現することは可能であると言いたい論者にとつては、唯物史観は都合が悪いのである。私自身も、自由な経済の上に自由な政治が展開するのであって、社会主義の計画経済体制の下では、政治も計画化されざるをえないと説いてきた。私の主張を大江氏が意識していたかどうかは知らないが、大江氏は、経済ではなく、「社会的なもの」こそが歴史において规定的な役割を演じると考えているのである。より具体的にみていけば、次のようである。

氏によれば、法ないし政治文化の特定の型を基礎づけるものは、近代以前の社会における団体の存在様式であるという。近代について言えば、自由主義、民主主義、法治主義、人権、人民主権といった近代的諸価値定を基礎づ

けるのは、「戦後日本の社会科学においてしばしば理念化されてきた限りでの『市民社会』の論理、すなわち自立的諸個人の原子論的集積あるいは商品交換の場の論理」ではなく（一八頁）、前近代において、その社会に「支配」と対抗しようするような自律的団体が存在したか否かが決定的であるというのである。氏は、このような主張によって、先のような近代的諸価値は、資本主義と不可分のものではなく、したがって社会主義の下でも発展しようということが言いたいのである。結局、同氏の議論からすれば、近代的諸価値を生み出したのは、資本主義の論理ではなく、前近代の封建社会の社会構造であるということになるのである。

このような観点から大江氏は、旧ソ連において、近代的諸価値が実現できなかったのは、社会主義のせいではなく、一五世紀のモスクワ公国以来のロシアにおいて、自律的な団体による秩序が欠如していたからだと言明するのである。

私自身は、市場経済の論理（市場経済の論理が生産過程を掌握したときに近代資本主義が発生するのであるから、それは資本主義の論理と言ひ替えた方がよいが、近代資本主義が発生する以前から市場経済は存在したのであるから、ここでは市場経済と書くことにする）こそが、人権、自由、法の支配、民主主義といった一連の価値の成立根拠だと考えているが、このような見方は、大江氏によれば、伝統的マルクス主義の「素朴経済決定論」（二二三八頁）ということになる。唯物史観の理解について、私は伝統的マルクス主義とは無縁な立場を取り続けてきたが、かつて素朴経済決定論的な立場をとっていたはずの大江氏とは、現在では攻守立場が逆転しているかのようである。私の考えは不動であり、変ったのは大江氏である。

さて大江氏の「団体史観」の誤りを、以下もう少し詳細に述べよう。

（A）近代市民革命と封建的団体の解体

近代の市民社会は、したがってまた、近代法や人権、民主主義等の近代的諸価値は、中世の封建的な諸団体の上に成立したのではなく、反対にそれを解体して自由な市民を団体の拘束から解放することによって成立した。封建的な分権体制や中間的諸団体は、商品市場の自由な拡大を求める新興市民階級にとって妨害物であった。歴史の進歩は、それら封建的諸団体の解体を要求したのである。その点では市民階級の利害は、封建領主の勢力の駆逐と中央権力の確立を求めた国王の利害と共通する面があり、中世末期のヨーロッパにおいては、多くの国において絶対王政の成立をみている。しかし国王自体最大の封建領主であり、市民階級はそれをも打倒することによって革命を完成させる。フランス革命後一七九一年に制定されたル・シャブリエ法が、封建的諸団体の解体を命じたことは周知のことである。封建的団体の解体から生まれた近代的な自立した市民は、今度は、「結社の自由」の原理に基づいて、近代的な自律的団体を結成するのである。以上は、西欧史の教科書に書いてあるような初歩的な認識であるが、大江氏は、このような認識を間違っていると考えるのであろうか。

もちろん歴史は単純に過去と断絶したり連続したりするわけではなく、いわば弁証法的に発展する。否定した過去を別のレベルで継承しつつ発展するのである。例えば近代市民革命は、中世の団体所屬員のもっていた「特権」を廃止し、普遍的な「権利」、「人権」を宣言した。この場合「特権」と「人権」は、論理的には鋭く対立するが、歴史的にはもちろん無関係ではない。したがって、近代的諸原理と前近代社会の諸原理を、区別と連関の両面において総合的に考察するというのは必要なことである。しかし大江氏は、封建社会における自律的団体の存在に、近代的諸価値の源泉を一元的に求めようとしているのである。

（B）個人主義タイプと団体主義タイプの近代化

大江氏は、その主張を、先人の研究によって正当化しようとする。例えば、西洋史の増田四郎氏やドイツ法の村

上淳一氏である。確かにこの両氏は、大江氏と同じような主張をしている。しかし大江氏のような一元的な思考ではない。増田氏は、中世の社会秩序は、「支配」と「団体」の法的な相互関係の上に成り立っており、主従の関係も契約的關係であつたという事実の中に、その後のヨーロッパ民主主義の特質をみている。しかしそれはあくまでもヨーロッパ民主主義の特質を論じただけであつて、それが近代の諸価値の唯一の源泉と言っているわけではない。同氏は、このヨーロッパ民主主義を、「バラバラに分子化した個人に基礎を置くアメリカのいわゆる「フロンティア・デモクラシー」と対比している。団体型の特徴を有する民主主義とは別の種類の民主主義も存在しうるのである。

村上淳一氏はどうか。同氏は、「市民社会の第一の根源的な構造は、それが『自由な個人』のみで成り立つということである」という川島武宜氏の発言を批判し、団体の持つ意義を説いている。しかし川島説を「疑問の余地を全く残さないものではない」と述べたうえで自説を展開しており、むしろ川島説を前提にしているとも言える。その上で、ヨーロッパ民主主義の具体相をさらに明らかにしようとしたのである。ここで興味深いのは、川島氏が典型的な市民社会の発展をみた国としてイギリス、フランスを前提に議論しているのに対して、村上氏は主としてドイツを対象に論じているということである（村上氏は、同氏の説がイギリス、フランスにも妥当するはずだと言っているが、同氏の専門からしても、具体的に論じられているのはドイツである）。

このようにみると、近代の市民社会にも、アングロ・サクソンの個人主義的タイプと、ヨーロッパ大陸（特にドイツ）の団体主義的タイプが区別されることになるのかもしれない。しかもそればかりではない。むしろドイツにみられるような強力な団体的秩序の存在は、ドイツ資本主義の発展の後進性の原因となつたはずである。封建的諸団体の残存は、大江氏の言うように市民社会の基礎となつたのではなく、逆にその発展を妨げる原因になつたのである。ドイツが国家の統一を成し遂げ、資本主義国家として成長していくのは、世界資本主義の発展段階が、一九世紀中葉までの個人主義の時代を経て、一九世紀の七〇年代の団体の時代（株式会社形態の発展、労働組

合の成長）になってからである。

（C）自律的個人と自律的団体

このようにみえてくると、大江氏のように、団体のあり方によって社会を類型化するよりは、その社会における個人のあり方を基準にした方が、はるかに明快なのではないだろうか。大江氏は、アトムの個人の発生の意義を過小評価し（後述のように、むしろそれは全体主義の社会的基礎になると考えているのである）、自律的団体の存在を重視する。そして「個人も、ばらばらではなく、団体を媒介としてのみ、自律的でありうる」と言うのである（三六六頁）。しかしこれは逆ではないか。自律的個人が形成する団体は自律的でありうるが、その逆は真ではない。自律的団体（支配と対抗しうる独自性をもった団体）は必ずしも自律的個人を育くむとはいえず、自律的個人を欠いた団体は、決して近代的諸価値の担い手にはなりえない。例えば、西欧諸国の共産党や、わが国の最近話題となっている宗教団体などは、自律的な団体の典型であるが、それらは自律的個人を有してはいないし、したがって決して近代的諸価値の担い手とはなりえない。自律的団体が近代的諸価値を実現するうえで積極的役割を果たしているのは、それが自律的個人によって構成されている場合だけなのである。

とすれば、ある社会における近代的諸価値の実現度は、その社会における個人の自律性の強さによって規定される、と言った方が的確であろう。その視点から社会を類型化すれば次のようになる。

- ① アングロ・サクソン型の個人主義的社会。団体の力は相対的に弱い。近代的諸価値の実現において先行した。
- ② ヨーロッパ大陸型の半個人主義的社会。個人の自立性が相対的に弱く、団体の力が比較的強い。近代的諸価値の実現が遅れた。

- ③ ロシアなど非個人主義的な社会。個人は自立性が著しく弱く、そのため自律的団体も弱い。近代的諸価値は、

未だ部分的にしか実現されていない。

(D) 封建的団体と近代的団体

大江氏が、前近代社会における団体の意義を説きながら、多様な性格をもつさまざまな団体を区別することなく一様に論じること、団体史観の矛盾を反映している。確かに大江氏も、ある意味で団体の区別をしてはいる。例えば前近代のロシアにも、有名な農業共同体ミールのような団体は存在した。しかしこれは近代的諸価値を実現する基盤にはなりえないと彼はいう。なぜなら、西欧の団体と違ってロシアのそれは自律性をもたない従属的な団体だからというのである。

しかしこれは同義反復的な議論ではないだろうか。近代的な諸価値を體現した自律的な団体の存在するところでは近代的な諸価値が実現される、と言っているにすぎないのではないか。このような議論であるように聞こえるのは、同氏の論理が、「初めに団体ありき」という前提に立っているからである。それならなぜ、団体には自律的と従属的の区別が生まれたのであろうか。それが説明されなければ、自律的団体の存在する社会では近代的な法文化が生まれ、従属的な団体しか存在しないところではそれは生まれえないと言っても、何も説明したことにはならないであらう。

そこで団体とは何かが改めて問われなければならない。団体の中には中世封建社会に根ざした農村共同体や宗教団体のようなものもあれば、市場経済の発展の過程で生まれてきたギルド、会社などの経済的団体、それを基礎とした都市共同体のようなものもある。後者は資本主義の発展のなかで生まれてきた団体であるが、市場経済の発展のなかで、それらは独立した力を蓄え、権力に対して対抗力を有するに至る。とすれば、「初めに団体ありき」ではなく、やはり市場経済の発展が自律的団体の成長を促したのである。もっともそれらは、なお封建的な団体である

にすぎず、一旦は市民革命において解体される。そして市民革命後、自律的個人を原点とした市民的自由(結社の自由)の原理に基づいて、近代的な団体は形成されるのである。したがって西欧とロシアの歴史的発展の差は、市場経済の発展度の相違によって説明されるべきであろう。

大江氏が、封建的団体と市場経済的団体を区別しないのは偶然ではない。市場経済に根ざした団体の近代的意義を認めることは氏の説に矛盾する。そして氏のいう自律的団体とは、むしろ封建的団体を指しているのである。例えば氏は、モンテスキューが、君主制のもとにおける中間権力としての貴族団体の意義について論じている部分(貴族がなければ専制国家が出現する)を引用し、「団体的秩序をもつ社会の政治権力にたいする抑制力、それが「法」「正義」の客観的基盤であった」(二二九頁)と論じている。市場経済の発展の過程で国王による権力の集中が進むが、貴族等の封建勢力はそれに対して抵抗する。歴史の歯車を逆転させるようなこの反動勢力の権力に対する抵抗のなかに、氏は近代的な法の萌芽を見るのである。とすれば、反動的な封建的団体が、近代的な価値を実現したという奇妙なことになる。

もっともこのような歴史の逆説は、むしろ一般的な現象であって、大江氏の見解も、それ自体は誤っているわけではない。明治維新以後、近代化に抵抗した反動的な武士層の一部の中から自由民権運動が生まれたことなども、類似の歴史の論理を示しているかもしれない。今日のロシアにおいても、共産党などの古い勢力の権力に対する抵抗運動のなかに、民主主義の芽が見られるのかもしれないのである。しかしこのような歴史の屈折は、あくまでも歴史の逆説であるにすぎず、歴史の本流を規定するものではない。あるいは、せいぜい、前近代の「特権」と近代的「人権」の区別と連関の論理といった脈絡で、総合的考察の一部に組み込めば足りるのである。

大江氏の主張を離れて、ここで敷衍して論じるとすれば、私が注目してきたのは、封建的団体ではなく、前近代社会のなかで形成されてきた近代的団体である。とりわけ株式会社と身分制議会である(後者については大江氏も

言及しているが、私の理解とは異なる。

一六〇〇年に設立されたイギリスの東インド会社は、最初は専制的会社であった。当初は株主（出資者）は、発言権がなかったのである。しかし早くも一六五七年には株主總會の制度が形成され、株式会社の民主化が図られている。これは政治の分野で普通選挙制度が実現される遙か以前のことである。この理由は理解し易い。出資した株主は、その資金の利用方法や利潤の分配に関心を有するのは当然であり、発言権を要求するのは自然のなり行きである。彼らは、発言権なしには出資を拒否するであろう。市場経済の等価交換の論理は、資金を出した者にはそれに対応する発言権を認めるのである。また資本は男女も民族も区別はしない。同じ貨幣はだれが持っていて同じ価値をもつ。この貨幣の下に平等に対応して、法の下に平等原則が基礎づけられる。私は、このようなところに近代的な私権の発生根拠があるのではないかと考えている。そればかりではない。経済的な民主主義の論理が、政治的な民主主義をも基本的なところで規定しているはずである。その媒介的な実例となるのが身分制議會である。

身分制議會は、国王が、貴族や新興市民階級から租税徴収の合意をとりつけるために招集したのがその起源である。封建社会の伝統的農民は、年貢を納めるのを古い時代からの自然のならわしとしか考えていなかったであろう。しかし、とりわけ自分の才覚で事業を起し、財産を形成した新興市民階級は、その財産の一部を租税として徴収されることを自然の法則だとは考えない。株式会社の株主と同様に、金を出せば当然口を出すことも要求する。これも市場経済社会における等価交換の論理である。近代的な公法原理の起源は、このようなところに求められのではないかと思う。近代的議會へと断絶しつつも連続する身分制議會は、このような市場経済と新興市民階級の登場の過程で生まれたものである。

大江氏のいう団体が、このような市場経済の発展の過程で生成した団体のことを意味するのであれば、私も異論はないが、しかしそのことは、資本主義が近代的諸価値を生み出したのではないという同氏の議論の前提を覆すこ

とになるのである。

(E) ファシズム論批判

大江氏のファシズム論も、まったく同調できない。氏は団体的構造を欠いたアトムの個人がファシズムを生み出す社会的基盤になると考えている(二二九頁その他)。しかしアトムの個人一般がファシズムの基盤になるわけではない。アングロ・サクソン諸国のような個人主義の国の人々の心性は、ファシズムの社会心理とは一番遠い。アメリカやイギリスはファシズムの一番発生しにくい社会ではないだろうか。日本の左翼は「反共はファシズムの前夜」などと言うが、アメリカのような個人主義の国では、反共と反ファシズムは同じベクトルをもっているのである。

反対に、ファシズムが生まれたのは、ドイツ、イタリア、日本(軍国主義時代の日本は、典型的なファシズムとは異質であるが)などの、個人主義の徹底しない、団体型社会であった。これら団体型社会が崩壊し、そこから生み出されたアイデンティティを喪失したマスとしてのアトムの個人が、団体への回帰(自由からの逃走)を求める社会心理こそがファシズムの基盤になる。したがって、アトムの個人といっても、資本主義の発展過程で登場した市場における財産の所有者としての主体的・自律的個人と、二〇世紀の伝統的団体の崩壊の中から生み出された大衆社会の従属的個人とは区別しなければならない。ファシズムの基盤となるのは後者だけである。したがって、ファシズムは伝統的な団体の温存された社会で発生すると同時に、一旦崩壊した団体の再構築を目指す運動である。つまりファシズムとは、むしろ団体主義、コーポラティズムの運動なのである。

大江氏は、スターリン主義についても、ファシズムと同様の議論をしているのであるが、それについては後述する。

(三) ソ連・ロシア論批判

前項でみたような団体史観に依拠して、大江氏はロシア思想史・ソ連史を分析している。しかしそれは、氏の団体史観がうまくいかないことを証明しているようなものである。どのような社会にも、「社会的なもの」が存在し、さまざまな団体が存在するであろうから、その時々法文化、政治文化と「社会的なもの」との対応関係について論じることは可能である。しかしそれだけでは意味がない。大江氏の主張によれば、ある時代の「社会的なもの」が、その社会の法文化・政治文化を規定するような役割を果していることが論証されなければならないはずである。しかし著者はそのような論証の仕方をしていない。それでいて論証したつもりになっているのである。

実際には、著者が行っているのは、ロシア・ソ連史の個々の局面で、その時々団体のあり方と法文化・政治文化は対応関係にあるということだけである。しかし対応関係があるのは当然であって、それだけでは何も説明したことにはならない。著者の主張とは逆に、その時々法や政治のあり方が、団体のあり様を規定しているのかもしれないからである。すぐ後にみるように、スターリン時代の独裁政治と団体の関係をはじめ、一般にはむしろ、法と政治のあり方がその時期の団体のあり方を規定してきたのである。そもそも著者は、近代以前の社会における団体のあり様が重要だと考えているのであるから、その時々状況で、団体が生まれたり解体されたりすると考えるのではなく、むしろロシアは永遠にだめだといった宿命論的な観点をとった方が、終始一貫するのではないだろうか。

第二編第一章「ロシア革命における法の観念」では、革命前の時期のロシアの法思想について論じられている。著者の考え方からすれば、ロシアは自律的団体を欠き、そのため近代法原理を生みだすような法思想は存在せず、ロシア・マルクス主義も近代的諸価値を内包せず、そのためロシア社会主義は歪んだものになったと論じた方が一貫していて分り易い。

しかし著者の議論はそうではない。ロシア革命へと至るロシアの法思想には三つの潮流があった。第一は、ナロードニキ以来の農民運動の潮流であり、これは活性化した農村共同体を背景に、団体主義的な革命の構想をもっていた。第二はブルジョア・地主の自由主義的な潮流であり、ゼムストヴォ（地方自治機関）運動を背景に、弱体ではあったが、やはり団体的な原理をもっていた。第三がロシア・マルクス主義である。これも「ソビエト」という団体をもつことになる。このように見てくると、一九世紀後半以後近代化への道を歩み始めたロシアは、ロシア革命が起つていなかったら（二月革命の段階に留まっていたならば）、あるいは自律的団体に支えられた近代国家へと変身を遂げたのかもしれない。しかし著者は、この団体の活性化の結果がロシア革命を生みだしたとみるのである。著者によれば、団体の活性化は近代的諸価値生みだす源泉となるはずであるが、それが同時に社会主義革命をももたらしたことに於いて、社会主義と近代的諸価値は結合する可能性があったということになる。

大江氏は、ロシア革命の内実を、第一次大戦下の旧帝政の崩壊と、労働者・兵士の「ソビエト」、農村共同体を中心とする「団体的な社会構造の形成」と捉えている（二六八頁）。しかし、それまで数百年にわたり自律的団体の欠如していたロシア社会において、なぜこのように団体が革命の担い手になりえたのか、氏の論理からは説明は困難であろう。それまで存在しなかった団体（ソビエト）が一挙に形成されたり、従属的団体が覚醒して自律的団体に転換するといふのであれば、そのような転換をもたらした他の要因があるはずである。いわんや前近代社会における団体のあり方が、近代の、さらには社会主義の法文化・政治文化を規定するとは言えなくなる。

ともかく大江氏は、このソビエトや農村共同体のような自律的団体が発展していけば、社会主義の下でも、法治主義等の近代的諸価値を実現する可能性があったと考えている（九頁）。しかしそれはまったく違う。ソビエトは、権力分立、法治国家等の近代的価値を否定するプロレタリア独裁の機関として当時考えられていたし、実際それ以外ではありえなかったであろう。それは、立憲主義の担い手になるはずであった憲法制定会議を起点とする議会制

共和国のイデーのアンチテーゼとして存在したのであり、ソビエト国家は前者の粉碎の上に成立したのである。他方で農村共同体は、地主的土地所有を崩壊させた点で進歩的であつたが、ストルイピン改革後生まれ始めていた近代的自營農民を否定し、前近代的な共同体の中に再吸収した点において「復古的・反動的な」共同体革命の推進者であつて、これまた決して近代的な価値の担い手ではなかつたのである。ソビエトや農村共同体は、社会主義的な、あるいは前近代的な団体であつたからこそ、近代的諸価値とは無縁であつたのである。

次いで大江氏は、ネップの時期には、強権の抑制と市場の部分的開放がなされ、社会が多元化して、国家・党と大衆の間に立つ中間段階が生まれたという。これは市場経済の容認こそが、自律的団体を生みだし、自由化・民主化を促すことの証拠であつて氏の論理とは一致しない。またこのネップの時期に、同時に団体の解体が始まることを、大江氏はなぜ指摘しないのだろうか。二二年には検閲制度が導入され、また集会等の規制に関する布告も出され、表現の自由に対する規制が法制化された。とりわけ同年、団体規制布告が公布されたことは重要である。二二年の共産党内部の分派の禁止決定も同じ文脈で捉えられる。このように、団体のあり方は権力の政策によって大きく左右される。ある社会における団体的秩序のあり様は、経済の仕組や権力の政策の結果として規定される要素が強く、その逆ではないのである。

大江氏は、自律的な団体であつたソビエトが、三〇年代になぜその権力を奪われるに至つたのかと問題提起している(二九〇頁)。これは私も、是非著者の立場からの答を聞きたい質問である。しかし、その前に、まず事実認識が正確でないのではないか。ソビエトは権力奪取の機関としての役割を果たすと、早い時期に形骸化している。ソビエトが大江氏のいうような自律的団体だつとすれば、そういえるのは一九一八年までである。三〇年代になつて権力を奪われたのではない。その契機となつたの、ボリシエビキの一党支配である。当初ソビエトは、メンシエビキ、エス・エルを含むさまざまな政治勢力の統一戦線組織であつた。そのことによってソビエトは躍動する活気に満ち

た組織たりえたのである。しかし革命後、ボリシエビキ以外の政治勢力が一掃され(一九一八年)、ボリシエビキが単独でソビエトを支配するようになると、ソビエトはボリシエビキの権力の道具に転落していった。ボリシエビキの政策がそのままソビエトの決定になるのであるから、ソビエトが形骸化したのは当然である。ソビエトが権力を失った理由はこのように明確である。ソビエトにみられるように、団体が自律的たりうるのは、その団体を構成する単位や個人が自律的であることによつてであり、ただ自律的団体があればいいというものではない。

ところで、大江氏の先の問題提起に対する自らの回答はどうか。これがまた大変である。大江氏は、「この問題への接近の糸口を、筆者は、文化(政治文化ないし法文化)の、高低や先進後進といった単純な尺度で測りうる『水準』ではなく、その社会的・歴史的構造のいわば類型的な認識という方法に見出したいと考える」(二九〇頁)と述べ、マルクス、トクビルなどを引用しつつ面倒な議論が続くのである。どうしてこんなに難しい議論をしなければならぬのだらうという気がしてくる。

とはいえ、彼の結論はこれまでの議論から想像される以上のものではない。氏は、革命後活性化したソビエトのような団体がなぜその後崩壊していったのかという問いに対して、それはその基礎をなした農村共同体、自律的企業、労働組合等の団体が解体されたからだというのである(二九二頁)。しかしこれは、団体が解体されたから団体が解体されたというに等しく、同義反復ではないか。では農村共同体のような諸団体はなぜ解体されたのかを再び問わなければならないことになる。しかも、さまざまな団体は、自然に解体したのではない。むしろ逆に、ソビエトを支配する共産党が、先のような布告を始め、さまざまな政策によつて意識的に諸団体を解体したのである。団体が解体したから専制的政治が生まれたのではなく、専制的政治が、共産党以外の諸政党を解体し、御用団体以外の団体の結成を禁止したのである。

著者は、没団体的で、アトムの諸個人へと分解した社会が、ファシズムやスターリン政治体制の社会的基盤とな

つたといった発言を繰り返している（例えば二二九頁）。しかしアトムの個人一般がファシズムの基盤になるのではないこと、自律的個人の形成する社会は、むしろファシズムに最も遠い社会であることは先に述べた。さらに、スターリン時代のソ連社会を、アトムの個人に分散した社会と見ること自体、はなはだ疑問である。あの時代は「私的」な世界の存在が否定された時代であつた。個人は、むしろ従属的団体（共産党でも企業でも、国有アパートでもないが）を通して、国家（あるいは党中央、スターリン個人）へと一元化されていた。アトムの個人など存在しなかつたのではないか。団体を媒介に国家化された個人、つまり統合された個人が存在しただけであつて、アトムの個人という言葉が意味するような西欧近代の、あるいは二〇世紀大衆社会の分散した個人は存在しなかつたのである。

大江氏は、自らの主張を正当化するために、ハナ・アーレントのファシズム研究をしばしば引き合いにだしている（例えば二六七頁）。彼女も確かに、ヒトラーとスターリンが、アトム化した大衆を基盤に全体主義的な独裁を準備したと述べている。ただ、彼女は次の点で、ファシズムとスターリン主義を区別している。ファシズムの方は、すでにアトム化した大衆が存在しており、それを基盤に全体主義体制を作り上げていったのに対して、スターリンの方は、まずアトム化した大衆を作り上げなければならなかつたというのである。つまり、ファシズムの方は、「社会的なもの」すなわちアトム化した大衆社会がそれに対応する全体主義的な政治体制を作り上げたといふことができる。しかし、スターリン体制の方はそうではない。逆に、政治権力がアトム化した社会を作り上げたのである。したがって、大江氏が主張しうるのは、せいぜいアトム化した社会と全体主義体制は対応するということ（それ自体に私が同意しないのは既述のとおりである）だけであつて、「社会的なもの」が規定的であるとは言えないことになる。

スターリン後のソ連社会について大江氏は、多元化した利害の担い手である集団、共同体の相対的な自律化傾向

があり、国家に対する社会の復位の傾向がみられるという。そしてこのような社会構造の変化が政治システムの構造にも影響を与え、政治改革の底流が形成されていくと考えるのである（二一三頁以下）。しかし、ここでも、「政治」と「社会」の間に一定の相関関係があるという当然のことが説明されているにすぎない。それに、ペレストロイカに至るまで、ソ連に自律的団体が存在したことはないし、この時代に新しく生成したものとえば、むしろアトム的人間ではないだろうか。この時期には、全体主義的な統制が緩み、市民の私生活は、ある程度権力によって放置されたからである¹⁵。

ところで、ソ連史の教訓から大江氏は、社会主義の前進のために行うべき提言をする。必要なのは、「社会」の自律を、その前提として自律的な「団体」を育てることであつた¹⁶。というのは、これは論理矛盾のように聞かれる。自律性というのは上から育てるものではなく、内在的に育ってくるべきものではないのだろうか。「育てられた自律性」なる逆説は、かつてのソ連社会には体制原理として満ち満ちていたように思える。条件のない所に自律的団体を創ろうとしても無駄であり、条件がある所では自ずから生成しよう。その条件とは、やはり市場経済の発展以外にない¹⁵。

ペレストロイカは、団体（初めは非公式団体の、その後は人民戦線やサユディスなど）の活性化によって革命的な局面に入つたという（三六六頁）のも、原因と結果を逆転させている。団体が活性化したのは、社会主義の下で長らく禁止されていた政治活動が自由化されたからであつて、その逆ではない（人民戦線などの民族団体はまた特殊の性格をもつから、ここで上げるのは適切ではなからう）。

なおペレストロイカ期（一九八九年）のソ連邦人民代議員選挙では、代議員の三分の一の議席を団体に配分した。一般にはこの制度は、共産党や労働組合など体制側を有利にする非民主的な制度として批判されたが、大江氏の説からすれば、この制度は肯定されることになるのであろうか。¹⁶

社会主義崩壊後のロシアの現状も、大江氏の方法では説明が難しい。確かに、ロシアが西欧型の民主国家になることは困難である。日本が日本独自の近代国家を形成してきたように、ロシアもまたその伝統に適合的な独自の社会を建設しなければならない。とはいえ、この間のロシア社会の巨大な変化、自由化と民主化、法治主義への歩みには驚嘆すべきものがある。ペレストロイカ以前は、体制を批判することは許されなかった。恐怖のイデオロギー支配が続いていた。今日ではだれでも平気でエリツィン大統領を批判している。以前の選挙は候補者は一人で、最高会議はめつたに開かれず、たまに開かれるとすべてを満場一致で決定していた。今は複数候補者が激しく選挙戦を闘い、議會では自由で活発な討論が展開されている。司法の改革は遅れているが、それでも憲法裁判所が設置され、市民の利益に反する法律が違憲とされている（定年解雇制の違憲性認定等）し、行政裁判、消費者保護裁判でも前進がみられる。西欧の水準からみればなお後進的であろうが、社会主義時代に比べれば巨大な進歩である。

このような巨大な変化をもたらしたのは何か。それは社会主義の崩壊以外にありえない。ロシアの伝統的文化によつて一体何が説明されるのであろうか。伝統的文化は一貫しているというのなら、この間の巨大な変化が説明できないし、伝統的文化が変わったというのなら、なぜ変わったのが説明されなければならない。大江氏は、一応この双方の論法を用いている。つまり一方では、ロシア文化の底流は変わっていないことが強調される（他方では、団体の活性化によつて説明するのである）。著者の歴史観からすれば、当然そうでなければならぬ。この著作以後のことになるが、体制転換後の一九九三年のロシア憲法や一九九四年のロシア民法典第一部について、大江氏はそれを近代的な法とは認めていないようである。

本書の中でも、一九九〇年のマスメディア法について、グラスノスチのもとで見かけ上実現されている言論の自由は、近代憲法的な市民的・政治的自由、つまり政治権力に対する市民社会の相対的な自律性に根ざした請求権としての自由ではないと批判する。そして、国家に対する市民の請求権ではなく、国家が市民に賜与する権利であ

るという点で、社会主義時代の表現の自由と同じだといふのである。しかしグラスノスチのスローガンの下に実現された言論の自由を、社会主義下の言論抑圧と同列視するのは、何人をも納得させないであらう。大江氏は、かつての言論抑圧には甘く、現在のグラスノスチには厳しすぎる態度をとっているようにみえる。

しかしその後、ソ連邦とロシアが人権宣言を公布し（一九九一年）、国家が与える自由ではなく、自然権的な意味での人権をとにかくも理論上認めたことは、大江氏の立場を困難にしたであらう。それは「ソツィアル」なものに注目したところの法文化論では説明できない。この変化をもたらしたのは単純明快であつて、つまり社会主義の崩壊である。近代的諸価値を基礎づける最大の要素は、やはり体制の問題なのである。ソ連・ロシア史が示しているのは、「社会的なもの」は従属変数であるにすぎず、土台（経済）と上部構造（政治）の挾撃を受けて、ほとんどその独自性を主張しえていないという事実である。

さてここで補足的に、所有制度のことに触れておきたい。この問題は、この著作の主題ではないが、部分的に触れられているし、著者の団体史観の矛盾が鮮かに露呈しているからである。著者の史観からすれば、ローマ法的な一元的所有観は否定されるべきであり、ゲルマン法的な重層的な所有観念に積極的な意義が認められるべきであらう。氏が依拠している増田四郎氏も、ローマ法の絶対的な所有権概念を批判し、ゲルマン法を擁護している（註）。ゲルマン法的なクラシビリの「全権的経営的保有」概念や、分割所有権概念の復活を肯定的に評価しているはずである（二七〇頁、三二二頁）。

しかしその後、著者は、ローマ法的な所有権概念を肯定するようになる。そしてロシア法におけるローマ法的所有観念の欠如を指摘し、それがロシアの近代化の障害になっていると批判するのである。またロシア革命後、とりわけペレストロイカ期以来のロシア法が、所有形態の複数性（時期によって異なるが、私有の外、社会団体の所有、国家的所有、自治体的所有等）を承認していることも、最近著者がしばしば批判しているところである。しかしこ

の所有形態の複數性というのは、ゲルマン法的ではないか。個人を主体とする私有と區別して、さまざまの団体の所有を獨立した所有形態として認めているところなど、著者の団体論の視角からは、高い評價があつてしかるべきではないだろうか。

しかも大江氏は、以上のような立場に止まらない。同氏は、ローマ法に起源を有する近代的な抽象的所有權（すなわち私的所有權）を、社会主義もまた繼承しなければならぬと説くに至るのである（その具體的形態が株式会社）。このような混乱を通して、結局大江氏が、事實上社会主義を否定するに至っていることについては、最初にも述べた通りである。

著者は「まえがき」で、「ここに収録した論稿は、さいわい、大筋でこの間の『激動』に耐ええたものと自負するところもないではないが、それでも、著者の非力は隠せない」と書いている。これは、謙虚さを装つてはいるが、かなり自信に満ちた発言である。今日でも著者はそのように考へていたのであらうか。

(1) 著者の比較文化史の視点からは、日本法はどのように位置づけられるのであらうか。氏は、モンテスキューが、「日本法の無力さ」について指摘している箇所を引用し、それが当時のロシアにも妥当したはずだという。他方で日本の現状について、モンテスキューの時代からどれだけ前進したか、疑問なしとしないという。「ペレストロイカはその意味で、かならずしも他人事ではない」というのである（二三〇頁）。心ならずも社会主義を批判する者には、しばしばパランスをとるかのよう、合わせて資本主義、あるいは日本を批判しないことには気がすまないといった心理が窺える。仮りに大江氏が、現代の日本とロシアの法文化を、同列に論じうると考へているとすれば、以下の批判に先立つて、近代法原理とは何かにについて、初步的な問題から再出発しなければならぬ。

(2) 『社会主義法のうそ』 六五号（一九九三年）の拙稿「移転の自由」参照。

(3) 社会主義崩壊後のロシアで、「赤・褐色連合」という言葉が用いられている。これは共產主義者と反動的右翼が統一戦線を組んで、改革に抵抗していることを表現したものである。共產主義者と反動派の政策は、市場経済批判、西欧型の自由と民主主義への反発、覇権主義的な対外政策などの点で極めて類似している。この点にも封建社会と社会主義社会を通底する論理が表現されている。

(4) マックス・ウェーバー著、世良晃史郎訳『法社会学』創文社、五二六頁参照。

(5) 通常われわれが近代法の原則と考えているものは、実際には特定の国で発展してきたものを寄せ集めて体系化している場合が多い。人権概念はフランス産であって、ドイツやイギリスには本来的ではない。「法の支配」の原則はイギリス法特有のものである。そこで、近代法の原理を考える場合、最も典型的な国をモデルとして、そこから近代法の原理を抽出するという手続をとってみる必要がある。その場合、コモン・ローと大陸法はどちらが近代法として典型的といえるであろうか。ここには、次のような逆説がある。資本主義が典型的なかたちで発展したイギリスにおいては、古いコモン・ローが変容しつつも維持され、近代法は体系的なかたちでは整備されなかった(その必要がなかった)。他方で、遅れて資本主義化を始めた大陸諸国では、上から資本主義化を促進するために、体系的に整備された法典化が試みられた。特にドイツでは、概念法学とも呼ばれるような、精緻な法学体系が形成された。つまり、資本主義が典型的に発展した国では資本主義「法」は典型的には発展せず、資本主義の発展が典型的でない所で資本主義「法」は典型的に発展する、ということになるのである。そこで近代法の原理は、コモン・ローと大陸法を複眼的に眺めつつ、そこから立体的に抽出する以外にない、と以前の私は考えていた。しかし現在は、コモン・ローの方が、近代資本主義法としては典型的というべきではないかと考えている。

(6) 私はこの問題を、マルクスの分業史観の欠陥という観点から論じてきた。例えば、拙稿「ソビエト国家論の屈折的展開」(『神戸法学雑誌』第三九巻一号、一九八九年)の第一節の「(二) 国家死滅論の盛衰」、「社会主義法の総括的批

判序説」(『神戸法学雑誌』第四三卷一号)の第一章の「(一)社会主義の本質」の項を参照。

- (7) 私は唯物史観については、次のように考えている。それは伝統的なマルクス主義者がいうような社会認識のための「導きの糸」ではないし、一定の思想的な立場でもない。それは一つの仮説にすぎないが、しかしマルクスはその仮説を一応論証したのである。つまり資本主義経済が、古典的な自由主義体制の下では、上部構造の作用なしに、それ自体独自の法則性をもって展開しようとする事実と、そのメカニズムとを明らかにすることによって、「土台」が歴史において规定的役割を果たすことが論証されたのである。ただしこれは市場経済の下でしか通用しない法則である。非市場経済の下では、唯物史観は妥当しない。私は、社会主義の計画経済の下では、上部構造も計画化されざるをえないと論じ、それを唯物史観だと表現したことはあるが、これは伝統的マルクス主義者に対する皮肉を込めた挑発であって、真意ではない。計画経済自体、人間集団が意図的に組織するのであるから、それは「土台」とは言えないからである。

- (8) 増田四郎「社会史への道」日本エディタースクール出版部、一九八一年、五六頁参照。

- (9) 村上淳一「ドイツ市民法史」東京大学出版会、一九八五年、三頁参照。

- (10) 私はここで「従属的団体」という平易な表現を使ったが、著者がそのような言葉を使っているわけではない。著者が使っている「ライトウルギー的強制団体」と言う言葉を言い替えたものである。この書評では、私はしばしば氏の表現を平易に書き改めているが、そのため、氏の真意と多少違った紹介になっている可能性があるとは言えない。

- (11) 市場経済の発展は、いわば「自然史」的な力をもって進展するのであって、その根拠を説明する必要はない。しかし西欧とロシアで、なぜ市場経済の発展に相違が生まれたのかといった問題は、歴史的に説明されなければならないことである。それは歴史家に委ねる以外にないが、例えば、市場の発展を促す貿易港に恵まれなかったことや、内陸の広大な大地のなかでは、共同体と共同体の接点―そこに市場は生まれる―が明確なあたりでは形成しえなかったといった地理的条件をさしあたり思いつく。

- (12) 塩川伸明『終焉の中のソ連史』朝日選書、一九九三年、一〇三頁参照。この点に関連して、大江氏は、トロツキーを盛んに引用している(例えば二六七頁)。あたかもトロツキーが、当時のソビエト社会をアトムの個人社会と認めていたかの如くである。しかしこのような引用には疑問がある。トロツキーは事実認識を語っているのではなく、スターリン憲法を批判しているにすぎないからである。つまり同憲法は、従来の階級的選挙原則を廃止し、「原子化された市民の、いわゆる『普通、平等、直接』の投票を基礎とするブルジョア民主主義の制度に復帰」していると、トロツキーは批判しているだけなのである(『トロツキー選集・補巻2、裏切られた革命』現代思潮社、一九六九年、一七一頁)。もともと私の手元にある訳書は、著者が用いたものとは違うから、著者とは違う箇所を指している可能性はある。
- (13) ハナ・アーレント著、太久保和郎・大島かおり訳『全体主義の起源』第3巻、みすず書房、二四二―二五頁参照。
- (14) 塩川伸明、前掲書、一一二頁参照。
- (15) 一般には市場経済の発展が近代的諸価値を生む源泉になるが、後発の資本主義諸国は、上から政策的に市場経済の枠組を組織するということは当然ありうる。とりわけ社会主義崩壊後のロシアでは、西欧諸国の影響の下に、まず近代的諸価値が導入され、その後で市場経済への移行政策がとられた。このことは市場経済が上部構造に対して規定的意義を有することの反証になるものではない。
- (16) 私自身は、それが弱者保護の意味ももっていた(年金生活者など、通常の選挙では当選しにくい層も優遇されていた)点で、必ずしも悪い制度ではなかったと思っている。
- (17) 増田四郎、前掲書、一七二頁参照。
- (18) 大江泰一郎『私的所有権』(『比較法研究』五五号、一九九三年)、同『自由主義的社会主義の可能性』(『ソビエト研究所ビュレティン』第二三号、一九九二年)、同『ソビエト法は社会主義法であったか?』(『ソビエト研究』第八号、一九九二年)参照。著者は、マルクスが、社会主義の下で「個人的所有」を再興すると述べている(『資本論』こと

にも依拠して、社会主義下でも私的所有を否定すべきではないと論じているのである。このようなマルクス解釈が誤っていることは、別稿で指摘したとおりである。拙稿「ロシアにおける私有概念の再生（上）」（『神戸法学雑誌』第四五巻一号、一九九五年）「マルクスの個々人的所有論の復権」の項、参照。